

平成二十三年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第七條第三項、第八條第一項及び第二十三條の規定に基づき、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（研究開発・成果利用事業計画の認定の申請）
第二条 法第七條第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の認定を受けようとする者は、別記様式第二号による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面

二 当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

三 当該研究開発・成果利用事業計画に法第七條第三項各号に掲げる事項を記載する場合に、同項の施設の規模及び構造を明らかにした図面

四 当該研究開発・成果利用事業計画に法第七條第五項に規定する事項を記載する場合に、次に掲げる書類

イ 次に掲げる者が法人である場合には、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が当該申請をしようとする者である場合にあつては、定款又はこれに代わる書面を除く。）

(1) 当該事項に係る農地を農地以外のものにする者

(2) 当該事項に係る農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者並びにその者のためにこれらの権利を設定し、又は移転しようとする者

ロ 当該事項に係る土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書
ハ 当該事項に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

ニ 研究開発・成果利用事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
ホ 当該事項に係る農地又は採草放牧地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面

ヘ 当該事項に係る農地又は採草放牧地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）
ト その他参考となるべき書類

（研究開発・成果利用事業計画の変更の認定の申請）
第三条 法第八條第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の変更の認定を受けようとする認定研究開発・成果利用事業者は、別記様式第二号による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に主務大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 当該研究開発・成果利用事業計画に従って行われる研究開発・成果利用事業の実施状況を記載した書類
二 前条第二項各号に掲げる書類

（研究開発・成果利用事業計画の軽微な変更）
第四条 法第八條第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

二 研究開発・成果利用事業の実施期間の六月以内の変更

三 研究開発・成果利用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの

四 前三号に掲げるもののほか、地域の名称の変更その他の研究開発・成果利用事業計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

（権限の委任）

第五条 法第七條第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を法第八條第四項において準用する場合を含む。）、第八條第一項から第三項まで並びに第二十一條第二項の規定による総務大臣の権限は、法第七條第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の認定を受けようとする者（共同して認定を受けようとする場合にあつては、当該者の代表者。以下同じ。）又は認定研究開発・成果利用事業者（共同して認定を受けた場合にあつては、当該認定研究開発・成果利用事業者の代表者。以下同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に委任する。ただし、総務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第七條第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を法第八條第四項において準用する場合を含む。）、第八條第一項から第三項まで並びに第二十一條第二項の規定による財務大臣の権限は、法第七條第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の認定を受けようとする者又は認定研究開発・成果利用事業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）又は国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第七條第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を法第八條第四項において準用する場合を含む。）、第八條第一項から第三項まで並びに第二十一條第二項の規定による農林水産大臣の権限は、法第七條第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の認定を受けよう

とする者又は認定研究開発・成果利用事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。）に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 法第七條第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を法第八條第四項において準用する場合を含む。）、第八條第一項から第三項まで並びに第二十一條第二項の規定による経済産業大臣の権限は、法第七條第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の認定を受けようとする者又は認定研究開発・成果利用事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

5 法第七條第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を法第八條第四項において準用する場合を含む。）、第八條第一項から第三項まで並びに第二十一條第二項の規定による国土交通大臣の権限は、法第七條第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の認定を受けようとする者又は認定研究開発・成果利用事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四條第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第四十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

6 法第七條第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を法第八條第四項において準用する場合を含む。）、第八條第一項から第三項まで並びに第二十一條第二項の規定による環境大臣の権限は、法第七條第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の認定を受けようとする者又は認定研究開発・成果利用事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則

この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年三月一日）から施行する。

附 則（平成二十八年三月三十一日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月二二日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第2条関係）

別記様式第1号（第2条関係）

研究開発・成果利用事業計画に添付認定申請書

年 月 日

主眼大臣名 殿

申請者
住 所
氏 名

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、研究開発・成果利用事業を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本製図規格A 4とすること。

（別紙）

研究開発・成果利用事業計画

1 事業名

2 研究開発・成果利用事業に参加する者の概要

(1) 申請者の概要

申請者（代表者）	
①氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地。	
②法人の場合はその代表者の氏名、全通線先（電話番号）、FAX番号、担当者と、	
③資本金の額又は出資の総額、出資者数、④業種	
①： ②： ③： ④： ⑤： ⑥： ⑦： ⑧： ⑨： ⑩：	
⑪： ⑫： ⑬： ⑭： ⑮： ⑯： ⑰： ⑱： ⑲： ⑳：	
①： ②： ③： ④： ⑤： ⑥： ⑦： ⑧： ⑨： ⑩：	
⑪： ⑫： ⑬： ⑭： ⑮： ⑯： ⑰： ⑱： ⑲： ⑳：	
①： ②： ③： ④： ⑤： ⑥： ⑦： ⑧： ⑨： ⑩：	
⑪： ⑫： ⑬： ⑭： ⑮： ⑯： ⑰： ⑱： ⑲： ⑳：	

(2) 研究開発・成果利用事業に協力する大学、研究機関等（以下「協力者」といふ。）に係る場合には、その概要

①氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地。	
②法人の場合はその代表者の氏名、全通線先（電話番号）、FAX番号、担当者と、	
③資本金の額又は出資の総額、出資者数、④業種	
①： ②： ③： ④： ⑤： ⑥： ⑦： ⑧： ⑨： ⑩：	
⑪： ⑫： ⑬： ⑭： ⑮： ⑯： ⑰： ⑱： ⑲： ⑳：	
①： ②： ③： ④： ⑤： ⑥： ⑦： ⑧： ⑨： ⑩：	
⑪： ⑫： ⑬： ⑭： ⑮： ⑯： ⑰： ⑱： ⑲： ⑳：	
①： ②： ③： ④： ⑤： ⑥： ⑦： ⑧： ⑨： ⑩：	
⑪： ⑫： ⑬： ⑭： ⑮： ⑯： ⑰： ⑱： ⑲： ⑳：	

（備考）

- 1 共同申請者又は協力者が2者以上存在する場合には、各々の欄を繰り返し記入して記載すること。

2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときは、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 研究開発・成果利用事業の目標

4 研究開発・成果利用事業の内容

(1) 実施内容

(2) 実施計画

① 研究開発・成果利用事業の年次計画

（項目「サブゴール」に必ず記載必須記載すること。）

年度	実施計画	研究開発・成果利用事業の進捗状況	実施機関

② 実施体制

・研究開発・成果利用事業を行う研究員等一覧

（研究開発・成果利用事業に直接関係する研究員等に参加すること。）

研究員の氏名	所属	役割（目的の達成）	研究開発に関する役割

協力者の氏名（又は名称）	所属	役割（目的の達成）	研究開発に関する役割

研究開発・成果利用事業の拠点となる施設	研究員等	施設等の名称	施設等の所在地	施設者の住所と 所在地

③ 研究開発・成果利用事業の進捗に関する施設の概要（別表1）

④ 農地利用の特別措置（別表2）

⑤ 研究開発・成果利用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（別表3）

⑥ 専門用語の解説

5 研究開発・成果利用事業の実施期間
年 月 日～ 年 月 日

- 【備考】
このほか、以下の書類を添付すること。
1 申請書の法人（個人）には、その代表者はこれに代わる書類
2 申請書の最近2期間の事業計画書、採算対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合には、最近1期間の事業内容の概要を記載した書類）

【別表1】
研究開発・成果利用事業の用に供する施設の概要の内容
（施設が所有施設と異なる場合は必ず記載すること。）

3 施設の概要の内容									
番号	施設名	施設の機能	種類（用途等）	施設が属している土地の区分	所在地	面積	設備	備考	
1									
2									
3									

4 施設を敷設する者の概要									
番号	氏名	住所	職業	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
1									
2									
3									
4									
5									

- 【注】 1 「新設等」には、新築、改築、増築変更の例を記載すること。
2 「取得」取得等には、事業計画書の項に記載すること。
3 「施設が属する土地の区分」には、所有権のほか、申請に係る土地が都市計画区域による指定区域、市街化調整区域に属する土地の区分に属している場合は、その土地の区分を記載すること。
4 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
A 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
B 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
C 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
D 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
E 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
F 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
G 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
H 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
I 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
J 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
K 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
L 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
M 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
N 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
O 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
P 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
Q 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
R 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
S 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
T 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
U 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
V 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
W 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
X 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
Y 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。
Z 施設に係る権利行為又は権利行為が都市計画区域に属する場合は、以下の事項を記載すること。

- 【添付書類】
以下の書類を添付すること。
1 施設の概要及び施設が属する土地の図面

【別表2-1】
農地法の特別制度（法第12条第1項関係）

- （注）農地法の特別制度（農地法第12条第1項関係）を適用する場合に適用すること。

農地法第12条第1項関係									
農地法第12条第1項関係	氏名	住所	職業	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
1 農地法の適用対象									
2 農地の概要									
3 農地の概要									
4 農地の概要									
5 農地の概要									
6 農地の概要									
7 農地の概要									
8 農地の概要									
9 農地の概要									
10 農地の概要									
11 農地の概要									
12 農地の概要									
13 農地の概要									
14 農地の概要									
15 農地の概要									
16 農地の概要									
17 農地の概要									

- 【注】 1 農地法を適用する場合に作成し、農地法第12条第1項に規定すること。
2 農地法第12条第1項に規定すること。
3 農地法第12条第1項に規定すること。
4 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
5 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
6 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
7 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
8 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
9 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
10 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
11 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
12 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
13 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
14 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
15 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
16 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
17 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。

【別表2-2】
農地法の特別制度（法第12条第2項関係）

- （注）農地法の特別制度（農地法第12条第2項関係）を適用する場合に適用すること。

農地法第12条第2項関係									
農地法第12条第2項関係	氏名	住所	職業	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
1 農地法の適用対象									
2 農地の概要									
3 農地の概要									
4 農地の概要									
5 農地の概要									
6 農地の概要									
7 農地の概要									
8 農地の概要									
9 農地の概要									
10 農地の概要									
11 農地の概要									
12 農地の概要									
13 農地の概要									
14 農地の概要									
15 農地の概要									
16 農地の概要									
17 農地の概要									

- 【注】 1 農地法を適用する場合に作成し、農地法第12条第2項に規定すること。
2 農地法第12条第2項に規定すること。
3 農地法第12条第2項に規定すること。
4 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
5 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
6 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
7 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
8 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
9 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
10 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
11 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
12 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
13 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
14 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
15 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
16 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。
17 「取得」には、「取得」による取得のほか、取得等による取得を含む。

(備考)

- 1 「申請者」には、研究開発・成果利用事業を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

研究開発・成果利用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(注) 1 「農機改良資金等」とは、「農機改良資金」「林業・木材産業改善資金」「沿岸漁業改善資金」を指す。
2 申請者ごとに作成し、欄を繰り返して設けて記載すること。
3 借入金・補助金等については、計画申請時点における予定を記載すること。